

廃 第 1 3 0 7 号
令和 8 年 2 月 5 日

千葉県内の排出事業者の組合・協議会等の長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する
省令の施行について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

このことについて、令和 7 年 1 2 月 2 2 日付け環循規発第 251221 号で環境省
環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官から別添のとおり通知がありまし
た。

つきましては、当該通知を貴下会員へ御周知いただくとともに、産業廃棄物
処理の委託契約における情報伝達に係る事項については、改訂後の「廃棄物情
報の提供に関するガイドライン (WDS ガイドライン)」を御参照くださいます
ようお願いいたします。

なお、当該ガイドラインは、下記の環境省ホームページにも掲載されていま
す。

記

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

担当

千葉県環境生活部廃棄物指導課
指導企画班

電話：043-223-2757

Mail: haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp

環境規発第2512221号
令和7年12月22日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
(通知)

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省令第15号。以下「改正省令」という。）を令和7年4月22日に公布し、この改正省令において、電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェスト」という。）等に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）の規定を改正したので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 電子マニフェストに係る最終処分終了報告時における報告事項の追加

1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の5に規定する電子マニフェスト制度に基づき、産業廃棄物の排出事業者からその処分を受託した者（以下「処分受託者」という。）が行う法第13条の2第1項に規定する情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）への報告については、法第12条の5第3項及び第4項で規定している。その報告事項としては、規則第8条の33第2号及び第8条の34の2において、「処分を終了した年月日」、「最終処分が終了した年月日」等が掲げられている。

今般、排出事業者責任の徹底による廃棄物の適正処理の強化と、電子マニフェストの情報の活用による資源循環の促進に向けた取組として、排出事業者が最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでのすべての処分について、各処分ごとの状況を把握することが可能となるよう、電子マニフェスト制度に係る所要の規定の整備を行った。

2 改正の内容

(1) 処分受託者による最終処分に係る情報の報告（規則第8条の34の3の2）

処分受託者が法第12条の5第3項及び第4項の規定により情報処理センターに最終処分に係る報告を行うときは、その受託した産業廃棄物について最終処分が終了するまでのすべての処分について、各処分ごとに、「処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号」、「処分を行った事業場の名称及び所在地」、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量（当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。）」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量（当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。）」（以下「最終処分に係る情報」と総称する。）を報告することとする。

この際、報告に当たっては以下に留意されたいこと。

ア 報告事項の範囲

最終処分に係る情報には、処分受託者が受託した産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が含まれるものであること。したがって、処分受託者が他人に委託した中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。）の処理についても報告の対象となること。また、その一部に法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）が使用されている場合であっても報告の対象となること。

イ 処分方法の区分

産業廃棄物処分業の許可証等において事業の範囲として記載する処分の方法等とし、情報処理センターにおいて別に定める区分によること。

ウ 処分方法ごとの処分量

受け入れた産業廃棄物の種類ごとに報告することとする。実測することが望ましいが、実測が困難である場合は、受け入れた産業廃棄物の組成・性状・等級等を考慮し、処分する事業場ごとの施設の処理量や稼働実績等から算出した処分方法ごとの処分量の比率（以下「処分方法比率」という。）をあらかじめ求めておき、処分受託者が受け入れた電子マニフェストごとの産業廃棄物の受入重量（以下「基準重量」という。）と処分方法比率を乗じることにより算出された処分量とすること。

エ 再生された物の種類の区分

生じた物の用途に基づいた区分とし、情報処理センターにおいて別に定める区分によること。

オ 処分後の産業廃棄物又は再生された物の数量

処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類ごとに報告することとする。複数の電子マニフェスト又は管理票の産業廃棄物をまとめて処分する場合は、実測により得られた数量を電子マニフェスト又は管理票ごとに按分することとするが、実測が困難である場合は、例えば過去一定期間に帳簿、売上記録等で把握される産業廃棄物の受入量及び有価物として売却した際の売却量から、処理前の数量に対する処理後の産業廃棄物の数量の比率（以下「中間処理後廃棄物

比率」という。)又は処理前の数量に対する再生された物の数量の比率(以下「再資源化率」という。)をあらかじめ求めておき、基準重量と中間処理後廃棄物比率又は再資源化率を乗じることにより算出された数量とすること。

カ 再生を受託した場合の報告期限

処分受託者が再生を受託した場合における最終処分に係る情報の報告期限は、再生された物が実際に有償売却された年月日ではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物とした年月日を起算日とし、規則第8条の34及び第8条の34の3に定める期間とすること。

キ 罰則の適用

最終処分に係る情報の報告については法第27条の2第10号の規定による罰則の適用がないこと。

(2) 排出事業者への通知(規則第8条の34の4)

情報処理センターが法第12条の5第5項の規定により排出事業者へ通知を行うときは、従前の最終処分が終了したことの通知に加えて、最終処分に係る情報を通知することとする。

(3) 都道府県及び政令市への報告からの除外(規則第8条の36)

情報処理センターが法第12条の5第9項の規定により都道府県及び政令市に報告を行うときは、その報告事項から最終処分に係る情報を除外することとする。なお、最終処分に係る情報は、情報処理センターが運用する電子マニフェストB I(ビジネスインテリジェンス)ツールを通じて、都道府県及び政令市がより活用しやすい方法で提供されることとしている。

(4) 最終処分に係る情報の取扱いについて

都道府県及び政令市においては、管下の最終処分に係る情報を集計・分析すること等により、管下の産業廃棄物委託処理の実態把握、委託処理量の推計、法第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画の立案等に積極的に活用されたい。

第二 委託契約書に含まれるべき事項の追加

1 改正の趣旨

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の基準については、法第12条第6項で規定しており、その中で、排出事業者が処理業者に対して、廃棄物を適正に処理するために必要な情報を伝達することが定められている。

今般、排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかったことが原因と強く推定される事故が発生していたことから、排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託する際に当該廃棄物に含有される化学物質等の情報伝達を義務付け、廃棄物処理における事故及び生活環境保全上の支障の発生を未然に防止するため、所要の規定の整備を行った。

2 改正の内容（規則第8条の4の2）

産業廃棄物の排出事業者が、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）第2条第5項で定める第一種指定化学物質等取扱事業者であり、同法第5条第1項の規定により排出量及び移動量を把握すべき第一種指定化学物質が、廃棄物に含まれ、又は付着している場合、委託契約書において当該第一種指定化学物質の名称及び量又は割合を情報伝達することとした。

この際、排出事業者への指導に当たっては以下の事項に留意されたい。

(1) 情報伝達の対象となる事業者及び廃棄物について

「廃棄物に含まれ、又は付着している場合」とは、廃棄物の重量に占める第一種指定化学物質の割合が1%（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%）以上である場合を指す。

第一種指定化学物質等取扱事業者の該当性や、委託契約書への記載義務がかかる第一種指定化学物質については、化管法第5条第2項の届出を確認することにより把握することが考えられる。

(2) 委託契約書における記載について

第一種指定化学物質の量又は濃度は必ずしも実測を求めるものではなく、文献値や含有率等を用いて濃度を算出・推定して情報提供することも可能であるほか、記載に当たっては、例えば「○%～○%」のように、幅を持たせて記載されていても差し支えない。

なお、規則第8条の4の2第6号トにおいては、情報伝達すべき事項として「その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項」を掲げていることから、同号イからへの規定にかかわらず、排出事業者は従前どおり、委託契約書において適正処理のために必要な情報伝達を行わなければならないことに留意されたい。

3 その他

改正省令を受け、現行の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を改訂し、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（令和7年12月）を公表したので、排出事業者の指導等の参考にされたい。

第三 施行期日

第一に掲げる事項は令和9年4月1日、第二に掲げる事項は令和8年1月1日とする。ただし、第二に掲げる事項について、施行の際に現に締結されている契約については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

以上